通所介護

神戸市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所サービス

の

運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社すこやかライフが開設するすこやかトレーニングスタジオ白川(以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業、指定神戸市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所サービス （以下「介護予防通所サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービス・介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

第２条

（運営方針）

第３条　利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日中の日常生活の世話や機能訓練等を行うことで、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、関係市町･地域の保健福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名所及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　すこやかトレーニングスタジオ白川

（２）所在地　兵庫県神戸市須磨区白川台６丁目１２－３　森ビル３階

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条　この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

従業員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	１名		１名			
生活相談員	２名	１名	１名			社会福祉主事任用資格等
介護職員	10 名	５名	１名	４名		
機能訓練指導員	１名	１名				柔道整復師
看護師	４名			４名		正看護師、准看護師
運転手						

（営業日及び営業時間等）

第５条

営業日	サービス提供時間
月曜日から金曜日、祝日	１単位　8:55～12:00 ２単位　13:30～16:35

ただし、１２月２９日から１月４日、8 月 11 日～8 月 17 日の間の 3 日間で年度ごとに利用者に書面にて通知する日は休日とする。

営業時間　　８：００~１７：００

（指定通所介護、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所サービスの利用定員）

第６条　利用定員は、30 人とする。

（指定通所介護、介護予防通所介護の提供方法、内容及び利用料その他費用の額）

第７条

種別	内容	利用料金
介護保険適用部分 【通所介護計画・介護予防通所サービス計画に基づき利用者の機能訓練及び日常生活に対する必要な援助を行う】	通所介護費 介護予防通所サービス費	厚生労働大臣及び市町村が定める基準による 介護報酬の１割から３割
	加算費	
介護保険適用以外の部分 （利用者の希望選定）	通常事業実施地域以外の送迎	直線半径５キロ以上 片道　５００円
利用者自己負担の部分 （日常生活上、通常必要なもので、利用者負担が適当と認められるもの）	おむつ代（処理費を含む） その他（利用者が個別に希望するもの）	実費

（サービス内容及びその提供）

第８条

①　事業者は、利用者に対して、通所介護計画・介護予防通所サービス計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

介護保険給付対象サービスとして、個々の通所介護計画・介護予防通所サービス計画に基づき、必要な下記のサービス等を提供します。

ア．　排泄、着替え等の介護

イ.　日常生活上の世話
ウ.　日常生活の中での機能訓練
エ.　相談、援助
オ.　送迎

②　事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め利用者の利用状況等を把握するようにします。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業地域は、神戸市須磨区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条）　利用者は、次の各号の全てに適合する場合、指定通所介護、指定介護予防通所サービス、「すこやかトレーニングスタジオ白川」の利用ができます。

①　事業対象者・要支援又は要介護１～要介護５の被認定者であること
②　他の利用者と共同利用を営むことに支障がないこと
③　自傷他害の恐れがないこと
④　利用料金等の支払いを了承すること
⑤　事業者の運営方針に賛同できること

（緊急時における対応方法）

第１１条	①サービス提供時の事故発生時	速やかに家族、医療機関・医師、市町村及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる
	②利用者の体調悪化等	速やかに家族及び医療機関・医師へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる。

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。また防火管理について責任者を定める。

（衛生管理等）

第１３条　事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
また事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要 な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第１４条 事業者は利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、

当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
また事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録する。
利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）
第１５条
１　事業者は、提供した指定通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。
２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
３　事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
４　事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする

（虐待防止に関する事項）
第１６条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
１　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
２　虐待の防止のための指針を整備する。
３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
４　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
５　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１７条　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者及びその家族、利用者代理人の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、すべての従業員は、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する。

第１８条　事業者は、全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
(1) 採用時研修 採用後１ヶ月以内に実施
(2) 継 続 研 修 年に１回以上実施

第１９条　事業者は事業に関する文書をサービス提供後、５年間保存する

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年５月１日から施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。